
規 則

高知県割賦販売法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年 月 日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第 号

高知県割賦販売法施行細則の一部を改正する規則

高知県割賦販売法施行細則（平成12年高知県規則第114号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「年 月 日生」を削り、同様式（裏面）中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、「（8）」を「（9）」に、「（9）」を「（10）」に、「忌避した者」を「忌避したとき。」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

◎ 高知県割賦販売法施行細則の一部を改正する規則